

静岡市火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 条例一部改正案の名称

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

2 改正の趣旨

（1）林野火災注意報・林野火災に関する警報

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書を取りまとめた。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が改正された。

本市では、市の面積の76%を森林が占めており、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、所要の改正を行う。

（2）サウナ設備

近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されているサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置されている消費熱量の小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号。以下「改正告示」という。）の一部が改正されたことに伴い、火災予防条例（例）が改正された。これに合わせて、本市においても改正を行う。

（3）住宅における火災の予防の推進

令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受けて開催した輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、火災予防条例（例）が改正された。

本市においても南海トラフ地震の発生が危惧されており、住宅における火災予防の推進に関して見直しを実施する必要があることから、所要の改正を行う。

3 条例一部改正（案）の内容

（1）林野火災注意報・林野火災に関する警報（第38条関係）

ア 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にするとともに、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行う。

イ 林野火災注意報に関する事項（第38条の8、新設）

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。

また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区

域内にある者は、静岡市火災予防条例第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。

さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。

ウ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第38条の9関係、新設）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、静岡市火災予防条例第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

エ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項（第64条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にする。

また、消防長（消防署長）は、現行の静岡市火災予防条例第64条各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

（2）サウナ設備（対象火気省令及び改正告示の一部改正に伴う改正）

ア 簡易サウナ設備関係（第10条関係、新設）

（ア）屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義する。

（イ）簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、改正告示の規定に基づき、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいとする。

（ウ）安全を確保する装置等に関して、簡易サウナ設備についても、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、簡易サウナ設備で薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができるとする。

イ 一般サウナ設備（第10条の2関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義する。

ウ 火を使用する設備の届出（第63条関係）

簡易サウナ設備について、相対的に火災の危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとする。

（3）住宅における火災の予防の推進（第38条の7関係）

住宅における火災の予防を推進するため施策に感震ブレイカーの普及促進を明記する。

4 施行期日

（1）林野火災注意報・林野火災に関する警報に係る規定

令和8年3月1日を予定している。

（2）サウナ設備・住宅における火災の予防の推進に係る規定

令和8年3月31日を予定している。